

## 施策誘導手段としての税制(課税免除・不均一課税)活用のあり方について

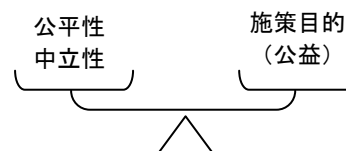
### ◆ 施策誘導的な税制度(課税免除・不均一課税)の導入視点

#### 前提

- ・ 具体的な施策目標(育成する産業、誘致する企業の具体的内容)がはっきりしていること
- ・ 税や補助金といった経済手法だけで実現させることは難しいものであること
- ・ 軽減は一時的な時限措置としたうえで、常に効果についての検証を行わなければならないこと

#### 1 負担の公平性の視点

税の導入視点としては、軽減措置により失われる公平性・中立性と施策の目的(公益)を比較して、公益が勝るものであるかについて行政や議会が責任を持って検証し、税負担の格差が生じることについて、市民の理解が得られなければならない。



#### 【企業誘致施策全体としての公平性の視点】

##### ① 納税者間の公平性

措置を受ける企業とその他の納税者との間に、納税者の理解が得られないような税負担の格差が生じないように留意すべき。

##### ② 業種間の公平性

本市の産業施策に従い、その地域をどのようにしたいかを明確にしたうえで、対象業種を選定することが肝要である。

##### ③ 事業規模の公平性

軽減対象企業を投資額や資本金などの事業規模により制約する場合には、合理的な理由が必要。

#### 【地域を限定したことによる公平性の視点】

##### ④ 地域間の公平性

特定の地域だけに軽減措置を講ずる理由づけを明確にしたうえで、同様に企業誘致を行っている市内の他の地域と、納税者の理解が得られないような税負担の格差が生じないように留意すべき。

##### ⑤ 既存企業との公平性

企業誘致施策に対する税制措置が、基本的に企業の初期投資費用の軽減に着目したものであり、経常的な維持費用の軽減に着目したものではないため、考慮しないこととする。

#### 【その他】

##### ⑥ 他の税制度との均衡

税の軽減措置については、他の課税免除・不均一課税や非課税等特別措置などを考慮したうえで、税率や軽減期間を設定すべきである。

## 2 手段の適切性の視点

税制は、①行政サービスのための資金調達、②歳出予算として明確に議論されない、③強制的・権力的な制度であることなどから、安易に軽減措置を講ずることは不相当であり、補助金を含めその他の有効的な手法について幅広く検討を行ったうえで、税制措置を講ずることが効果的である場合に活用していくべきである。その上で、税制を導入する場合においても、他の手法と組み合わせて活用すべきである。

## 3 効果の視点

税の軽減措置により、施策目的が達成されるかを検証する必要がある。その上で、施策実現にあたり、どれだけ効果があったのかについても検証しなければならない。

### ・施策目的・企業実態に適した軽減要件

税の軽減要件は、施策の目的に応じて、企業実態等を踏まえ、対象業種を出来る限り絞った上で、効果的にさまざまな軽減要件を組み合わせることに留意すべきである。

### ・費用対効果

税の軽減による費用(減収額)と効果は、バランスが取れていなければならず、また、より少ない費用でより高い効果を得られる税目や軽減要件を採用しなければならない。

### ・国税・県税との一体性

企業誘致を効果的に進めるためには、国税・県税とあわせた時にどういった優遇措置になるのかを検討することが必要。

## 4 財政上の視点

税は、基本的には行政が任務を果たすための膨大な額の資金調達の重要な手段であり、その軽減は、地方自治体の財政上支障のない範囲内において講じられるべきものであるため、軽減措置による減収によって、本来の資金調達の意義が失われ、公共サービスの提供に支障をきたすものであってはならない。